FUNAJUKU 成田校入会規約

第1条・名称及び所在地

本スクールは「FUNAJUKU 成田校」と称し、事務局を千葉県成田市赤坂 2-1-10 本館屋上 FUNAJUKU フットサルコートに置く。

第2条・運営

「株式会社 FUNAJUKU」が行う。

第3条・目的

本スクールは、サッカーやスポーツを通して子供達の精神及び身体の健全な育成を目的とする。

第4条・会員

- 1. 本スクールは会員制とします。
- 2. 本スクールに入会できる者は、心身共に健康で所定の手続きを行った者とする。
- 3. 会員及び保護者が不適切な行為・言動により次に定める各号に著しく違反した場合は、会員資格を 喪失し退会とする。
 - ① 本スクールが使用する敷地及び施設内の設備または備品を適切に使用せず、破損・汚損した場合。
 - ② 勧誘・セールス及びその他類似する行為があった場合。
 - ③ 他の会員及びコーチ・本スクールに対して、誹謗中傷・暴力行為・示威的行為またはその他の一切の迷惑行為を行った場合。
 - ④ 本スクールの名誉を傷つける行為または秩序を乱す行為を行った場合。
 - ⑤ その他、本スクールが不適切であると判断した場合。

第5条・活動

活動期間は毎年4月1日から翌年3月31日とし、年間40回の通常練習を行う。

第6条・会費

- 1. 会員は、別途定める入会金・年会費・保<mark>険金・及び月</mark>会費(以下、会費)を納入しなければならない。 一度入金された会費は、いかなる場合も返金しないものとする。
- 2. 入会金は、入会初年度のみ徴収するものとする。
- 3. 年会費、保険代は毎年4月分の月会費と共に<mark>徴収</mark>するものとし、新規会員は入会時に徴収するものとする。

第7条・保険

- 1. 入会と同時にスポーツ障害保険に加入する。加入手続きは本スクールが行う。
- 2. 保険期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条・負傷時の処置

活動中に負傷した場合は、スクールが応急処置を行う。その後の補償責任は、加入する保険会社の約款に従うものとし、当該保険の補償を超える部分については、保護者が その責任を負うものとする。

第9条・禁止行為

- 1. サッカーコート外でのボール使用は禁止。
- 2. コート内は水・スポーツドリンク以外の飲食禁止。

- 3. 営利・非営利を問わず勧誘行為の禁止。
- 4. 他人を誹謗・中傷(SNS等インターネット等の書き込みを含む)禁止。
- 5. 他人に対する暴力や施設設備への破損や落書きなど、公共マナー・道徳に反する行為禁止。
- 6. ペット・動物の持ち込み禁止。
- 7. 施設内の喫煙は禁止。

第10条・休会

休会する前月の10日までに申し出て、休会届を提出しなければならない。休会期間は最長2ヵ月とし、 復帰後は必ず休会していたクラスを受講する事とする。又、1クラスの休会は、年に一度のみとする。

第11条・退会

退会する場合は、退会月の10日までに申し出て、退会届を提出しなければならない。

第12条・免責

本スクールの諸規則やスタッフの指示に従わないで起きた事故ついて、本スクールでは賠償しない。

第13条・賠償責任

- 1. 故意、または過失により施設及び設備等を破損した場合は会員が代償する。
- 2. 貴重品、手荷物の盗難や紛失に関しては、本スクールは賠償しない

第14条・個人情報の取り扱い

- 1. 会員の個人情報は、スクール運営に関わる場合のみに利用する。入会に際し、会員は個人情報の取扱いに同意するものとする。
- 2. 個人的に撮影した写真・動<mark>画が第三者の目に触れる場合は、他会員の個</mark>人情報が流出しないように取り扱いに気をつける。

第 15 条・撮影

スタッフによって撮影されたスクール中及び施設内の写真や動画に関して、当スクール WEB サイト・紙面・SNS 等で使用する場合があります。ご了承下さい。

第16条・忘れ物

忘れ物・放置物については、原則 1 ヵ月保<mark>管します。生鮮</mark>品を含む飲食物など腐敗等安全衛生上問題を 生じるおそれがある場合、当日廃棄させて頂きます。

第17条・細則

本規約に定めない事項及び、その他運営上必要な<mark>細則</mark>はスタッフが別に定めます。(スクールルール)

第18条・発行

2019年12月1日より発行する。

2021年4月1日一部改訂。

2022年4月1日一部改訂。